令和８年１０月１４日宣告

令和８年（わ）第５０号、同第１９４号

主　　文

被告人Ｆを拘禁刑８年に、被告人Ｇを拘禁刑４年６月に処する。

被告人両名に対し、未決勾留日数中各１３０日を、それぞれその刑に算入する。

理　　由

※ 以下のＡないしＥと表記する少年の氏名は、それぞれ別紙（掲載省略）記載のとおりである。

（罪となるべき事実）

第１　被告人両名は、金品を強取しようと考え、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ及び氏名不詳者らと共謀の上、令和７年１２月２２日午前０時３０分頃から同日午前１時１０分頃までの間に、前記Ｃ、Ｄ及びＥ（以下「実行役ら」という。）が、静岡県駿東郡（住所省略）所在のＨ方に、無施錠の１階南側トイレ窓及び施錠を外した１階南側腰高窓等から侵入し、その頃、同人方２階寝室において、同人（当時８３歳）及びＩ（当時８２歳）に対し、同人らの口や目にガムテープを貼り付け、同人らの両手足にビニール紐等を巻き付けて縛るなどの暴行を加え、同人らの反抗を抑圧し、同人ら所有の現金少なくとも約１８００万円在中のジュラルミンケース１個（時価約２０００円相当）を強取し、その際、前記Ｈ方において、同人に全治まで約４週間を要する左第１趾末節骨亀裂骨折及び両前腕皮下血腫等の傷害を負わせた。

第２　被告人Ｆは、

１　公安委員会の運転免許を受けないで、同年９月２３日午後７時４１分頃、神奈川県小田原市（住所省略）付近道路において、普通乗用自動車を運転した。

２　前記日時場所において、前記車両を運転中、自車をＫ運転の普通乗用自動車に衝突させ、同車後部バンパー等を損壊する交通事故を起こしたのに、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった。

（事実認定の補足説明）

１　判示第１について、判示のとおり実行役らが住居侵入・強盗致傷に及んだこと、被告人Ｇが、実行役らを自己の運転する車両に乗せて被害者方付近まで送るなどし、遅くとも犯行の時点で実行役らが強盗に及ぶことの認識があったことは争いがない。本件の争点は、被告人Ｇについて、住居侵入、強盗致傷罪の共同正犯が成立するか、幇助犯が成立するにとどまるかである。

２　本件で取り調べた証拠によると、以下の事実が認められ、当事者間に争いはない。

被告人Ｆは、令和７年１２月中旬頃、兄貴分のような関係にあった元暴力団員のＪから、老夫婦を標的とする２億円の住居侵入強盗について、実行役等の手配を指示され、実行役らの手配はできたが、同月２１日（本件犯行前日）時点で、自動車及び運転手を手配できずにいた。被告人Ｆは、同日、数か月前にオンラインゲーム上で知り合った被告人Ｇとオンラインゲームで遊んでいる最中、インスタグラムの通話で現金の回収役（キャッチ）のために車を出してほしいと依頼したところ、被告人Ｇはこれを了承した。被告人Ｇは、自己が管理していた５人乗りの自動車（以下「本件車両」という。）を運転して当時住んでいた千葉県内から神奈川県小田原市内のファミリーマート駐車場までやって来て被告人Ｆ及びＡ（被告人Ｆの地元の後輩。）と合流すると、被告人Ｆから、実行役らの運転手になってほしいと依頼され、これを了承した。被告人Ｇは、被告人Ｆと別れてＡとともに実行役らと合流し、Ａの指示で本件車両を運転し

て同日午後７時から午後８時頃には静岡県駿東郡（住所省略）内の被害者方付近に到着した。実行役らは、被告人Ｇの運転する本件車両で待機や移動をしながら、被告人Ｆのシグナルでの指示及びＡの口頭での指示に従い、被害者方の下見や被害者を縛るビニール紐やガムテープの購入をした上、翌２２日午前０時３０分頃、被告人Ｆの指示で被害者方に侵入して本件犯行に及んだ。被告人Ｇは、本件犯行の際は本件車両に乗って被害者方付近で待機し、本件犯行を終えて逃走してきた実行役らを乗車させて小田原市内に向かい、実行役らを降車させた上で、被告人Ｆと合流し、被告人Ｆが、強取した現金約１８００万円を回収した。被告人Ｆは、そこからＪに許可された２００万円を抜いた上、報酬として被告人Ｇに３万円を、Ａに５万円を渡し、実行役らの報酬に充てる１００万円を除く９２万円を自身の報酬とした。

３　被告人Ｇは、実行役らの運転手役を引き受ける前に被告人Ｆからされた話は、隠語が多かったことなどから理解できず、「運転するだけでいい」と言われたので聞き流していたため、この時点では、実行役らが強盗をする（相手に暴行を加えたり脅迫したりしてお金を奪う）可能性があるとは考えていなかったし、報酬については、被告人Ｆから「渡せたら渡す」としか聞かされておらず、報酬目当てではなく、友人である被告人Ｆの頼みなので引き受けた旨供述する。

しかし、被告人Ｆは、インスタグラムあるいはファミリーマート駐車場での会話で、被告人Ｇに対し、本件犯行に関する内容として、「２億円」「脱税をしている」「金庫と木箱がありその中にお金が入っているから、『たたき』をして持ってくる」（なお、『たたき』は強盗の隠語である。）「場所はａ辺り」「相手はおじいちゃんおばあちゃん」「相手を縛って、怪我はさせない」「実行犯が３人いる」などと伝えており、被告人Ｇはその内容を理解しているように思えた、報酬については「現金キャッチよ

り多く渡せると思う」などと言って実行役らの運転手役を頼んだ旨供述している（被告人Ｆが被告人Ｇに不利な虚偽供述をする理由は見当たらず、本件の事実経過に照らしてもその信用性に疑いを抱かせる事情は見当たらない。）。被告人Ｆからこのような話を聞けば、被告人Ｇは、実行役らが強盗すなわち暴行・脅迫という手荒な手段で相手の反抗を抑圧して現金を奪う可能性があることを認識したはずである。

そして、被告人Ｇ自身、運転手役を引き受ける時点で、億単位の脱税したお金を「じじばば」から実行役ら３人が取ってくることは理解できたことや、「たたき」という語を聞いたことは認めているところ、脱税によるものであれ億単位の現金が相手の抵抗なく手に入るとは考えにくく、高齢者が相手であり、実行役が３人もいることや夜間に敢行しようとしていることなどの事情は、手荒な手段で相手の反抗を抑圧して現金を奪おうとしていることを十分に想起させるものである。このような状況において実行役らの運転手役を引き受けるに当たり、被告人Ｆの話を理解できなかったが聞き返すこともせず、話を聞き流していたとか、「たたき」の語は「物を取ること」だと認識していて、当時はどのようにお金を取るかは考えなかったというのはかなり不自然である。また、実行役らが強盗をする可能性があることを認識したのは被害者方付近に到着した後であるという被告人Ｇの供述は、本件車両が被害者方へ向けて出発した後、本件車両内にいる実行役らに対し、被告人Ｆ及びＡが、強盗に関するものであることが明らかな内容の指示をし、実行役らが現に強盗を敢行しているにもかかわらず、被告人Ｇが、それは想定外であるというような言動をした事実もないことと整合しない。

以上によると、被告人Ｇの供述は信用できず、被告人Ｇは、被告人Ｆの話を聞き、実行役らが強盗に及ぶ可能性を相当程度認識していながら、その運転手役を引き受けたものと認められる。そして、被告人Ｇが本件

犯行につき億単位の案件と聞いていたことに加え、被告人Ｇには借金もあったことからすると、被告人Ｆに頼られて協力したいという思いがあったとしても、被告人Ｇが、報酬への期待なくして運転手役を引き受けるとは考え難いから、報酬に関する被告人Ｇの供述も信用できない。

４　以上を前提に、共同正犯の成否（正犯性の有無）を検討する。

被告人Ｇは、実行役ら３名を乗車させることのできる本件車両を用意し、夜間、実行役らを乗車させて神奈川県内から静岡県内の被害者方付近まで送って待機し、本件犯行により約１８００万円の現金を強取して逃走してきた実行役らを乗車させて直ちにその場から立ち去り、指示役である被告人Ｆに同現金を届けるという役割を果たした。本件は、多数の者が役割分担をして敢行した組織的な犯行で、夜間、遠方の住宅に３名が押し込んで高額の現金（計画では約２億円）を奪い、その現金を回収するという犯行の目的を実現するためには、自動車の用意と指示に従ってその運転をする者が不可欠であり、これを引き受ける者が他に見つかっていなかったという事情もあったことからすると、被告人Ｇは、従属的な立場であったものの、果たした役割は重要といえる。また、被告人Ｇは、被告人Ｆに頼まれて急遽運転手役を引き受けたのであって、本件犯行に主体的に関与したとはいえないが、前記認定のとおり、実行役らが強盗に及ぶ可能性を相当程度認識し、それなりの報酬を期待して引き受けている。

以上によると、被告人Ｇは、本件犯行を遂行する集団の一員としてこれに関わったといえるから、被告人Ｇが実際に受け取った報酬が３万円にすぎず、共犯者と比べても少額であったことなどを考慮しても、自分たちの犯罪であるといえる程度に本件犯行の遂行に関与したものと認められる。よって、被告人Ｇについて住居侵入、強盗致傷罪の共同正犯が成立する。

（量刑の理由）

１　住居侵入、強盗致傷（判示第１）は、高齢の被害者方に高額の現金が保管されているという事前情報に基づき、指示役、実行役、その管理役、運転手役など多数の者が役割分担をして、組織的・計画的に行われた犯行であり、悪質であることはいうまでもない。犯行手口は、深夜、実行役の男３名が押し入り、就寝中の被害者両名に対し、口や目にガムテープを貼り付け、両手足にビニール紐を巻き付けて縛るなどの暴行を加え、現金の在りかを聞き出して奪うというものであり、実行役らが凶器の携帯を禁止され、被害者に直接攻撃を加えないよう指示されていたことからすれば、同種犯行の中では身体への危険性が高いものとはいえず、犯行の機会に被害者１名が負った傷害も重いものではないが、被害者両名に与えた恐怖や精神的苦痛は大きく、奪った現金は約１８００万円と高額である。

２　被告人Ｆは、上位者の指示を受け、自ら又は知人を介して、実行役３名、その管理役、運転手役を犯行に誘い入れた上で、犯行の遂行に必要な指示を直接又は管理役を介して実行役等に伝達し、強取した現金を回収して上位者に引き渡すなど、中心となって犯行全般に主体的に関与し、極めて重要な役割を果たした。下位の共犯者よりもずっと高額の報酬を得てもいる。被告人Ｆは、元暴力団員である上位者から指示され、断れないと考えて本件犯行に関与したものであるが、発端は同人のお金を横領したことにあり、被告人Ｆに落ち度がある上、結局は利欲的な動機といえるから、強い非難に値する。２度少年院送致決定を受け、前件に係る出院後１年半余りで本件に及んだことも、非難を強める事情である。加えて、被告人Ｆは、運転免許を取得したことがなく、無免許運転の前歴が５件もありながら、必要性・緊急性もないのに自動車を運転し、物損事故を起こすと検挙を免れるため警察に報告せずに逃走したという

無免許運転・報告義務違反（判示第２）にも及んでいる。

被告人Ｇは、運転手役として、自ら用意した自動車を運転して実行役らを犯行現場付近まで送って待機し、犯行を終えて逃走してきた実行役らを自動車に乗せてその場を離れ、強取した現金を被告人Ｆに届けるという重要な役割を果たした。被告人Ｇは、被告人Ｆに勧誘され、指示に従って行動したものであり、その立場は従属的で、主体的に関与したともいえないが、犯行の概要を認識した上で、相応の報酬への期待もあって安易にこれに加担したのであるから、非難の程度は大きい。

３　一般情状について、被告人Ｆは、捜査機関に上位者の氏名や関与状況を洗いざらい供述して捜査の進展に貢献しているところ、本件のような組織的で上位者の匿名性が高い犯罪においては、直接つながりのある立場で犯行に関与した下位の者の供述を得なければ上位者の関与状況等の解明が困難である場合が多いことからすると、この点は、検察官も主張するとおり、被告人Ｆの量刑上相当程度考慮すべきである。その他、反省の態度も認められる。

被告人Ｇについては、前科前歴がないこと、外形的事実は認めていること、父が出廷の上で同居して監督する旨約束し、父の勤務先社長が社会復帰後に被告人Ｇを雇用する意向を示すなど更生環境が整っていると認められることといった、有利な事情が認められる。

４　そこで、これらの事情を併せ考慮し、同種事案の量刑傾向も参照した上で、被告人Ｇについては酌量減軽を行った上で、被告人両名に対し、それぞれ主文の刑を科すのが相当であると判断した。

（求刑　被告人Ｆにつき拘禁刑９年、被告人Ｇにつき拘禁刑７年）

令和８年１０月１４日

静岡地方裁判所沼津支部刑事部

裁判長裁判官　　薄　井　真由子

裁判官　　奥　山　雅　哉

裁判官　　加　藤　明日美